

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年9月4日
福岡市人事委員会

本年の給与勧告のポイント

～ 32年ぶり高水準の月例給引上げ ～

- ① 民間給与との較差（10,400円、2.74%）解消のため、月例給を引上げ
初任給を始め若年層等に重点を置き、幅広い世代で給料表を改定
- ② ボーナスの引上げ（0.10月分）
年間支給月数4.50月→4.60月
- ③ 平均年間給与（月例給＋ボーナス）は21万3千円（3.45%）の増加

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（980事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	196事業所（980事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率82.3% <158事業所の調査完了/192事業所（※）> ※196事業所のうち4事業所は50人未満であること等が判明したため除外

2 市職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和6年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を10,400円（2.74%）下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間給与 （事務・技術関係職種）	市職員給与 （行政職）	較差	較差 （全国の民間と国の職員）
390,448円	※1 380,048円	※2 10,400円（2.74%）	11,183円（2.76%）
（参考）令和5年の給与較差		3,188円（0.84%）	3,869円（0.96%）

※1 行政職給料表適用職員で平均年齢39.0歳、平均勤続年数15.4年

※2 給料9,455円、はね返し分（給料の改定に伴う諸手当額の増加分）945円、合計10,400円

(2) ボーナス（賞与等の特別給）

直近の1年間（令和5年8月～6年7月）の市内民間の支給実績を調査し、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.50月）が、民間の年間支給割合（4.60月分）を下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.60月	4.50月	4.60月	4.50月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

令和6年4月時点で、市職員給与が民間給与を10,400円（2.74%）下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分、計0.10月分引き上げることが適当

4 勧告内容

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(1) 給料表

区 分	内 容
a 行政職給料表	民間との較差を踏まえ、初任給を始め若年層等に重点を置き、幅広い世代で引上げ改定
b 医療職給料表 及び 消防職給料表	行政職給料表の改定との均衡を基本として改定
c 教育職給料表	他の地方公共団体（福岡県など）の状況を考慮した改定
d 特定任期付職員給料表	国に準拠した改定

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

区 分	内 容
① ②及び③以外の職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分（計0.10月分）引上げ（年間4.50月→4.60月）
② 定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間2.35月→2.40月）
③ 特定任期付職員	期末手当を0.05月分引上げ（年間3.40月→3.45月）

(一般の職員の場合の支給月数)

(参考)人事院勧告

		6月期	12月期	年間計	年間計
令和6年度	期末手当	1. 225月(支給済み)	1. 275月(現行1. 225月)	2. 50月	2. 50月
	勤勉手当	1. 025月(支給済み)	1. 075月(現行1. 025月)	2. 10月	2. 10月
令和7年度	期末手当	1. 25 月	1. 25 月	2. 50月	2. 50月
以降	勤勉手当	1. 05 月	1. 05 月	2. 10月	2. 10月

(4) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 給料表 ※cを除く (2) 初任給調整手当	令和6年4月1日 (さかのぼって改定)
(3) 期末手当及び勤勉手当の 支給月数	令和6年12月期分は、令和6年12月1日 令和7年度以降分は、令和7年4月1日

5 報告事項

(1) 給与制度のアップデート

本市においては、国準拠の考え方を基本として給与制度を構築してきたところであり、給与制度のアップデートについても、国の具体的な制度改正の内容、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、実施に向けた検討を早期に行っていくことが必要

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めること等が必要

イ メンタルヘルスの推進について

心身の不調の要因を分析し、効果的な対策をきめ細かに行っていくこと等が必要

ウ ハラスメントの防止について

防止のための取組を進め、事前・事後における対応策を講じること等が必要

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

育児休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくこと等が必要

(3) コンプライアンスの推進について

職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組むこと等が必要

参考資料

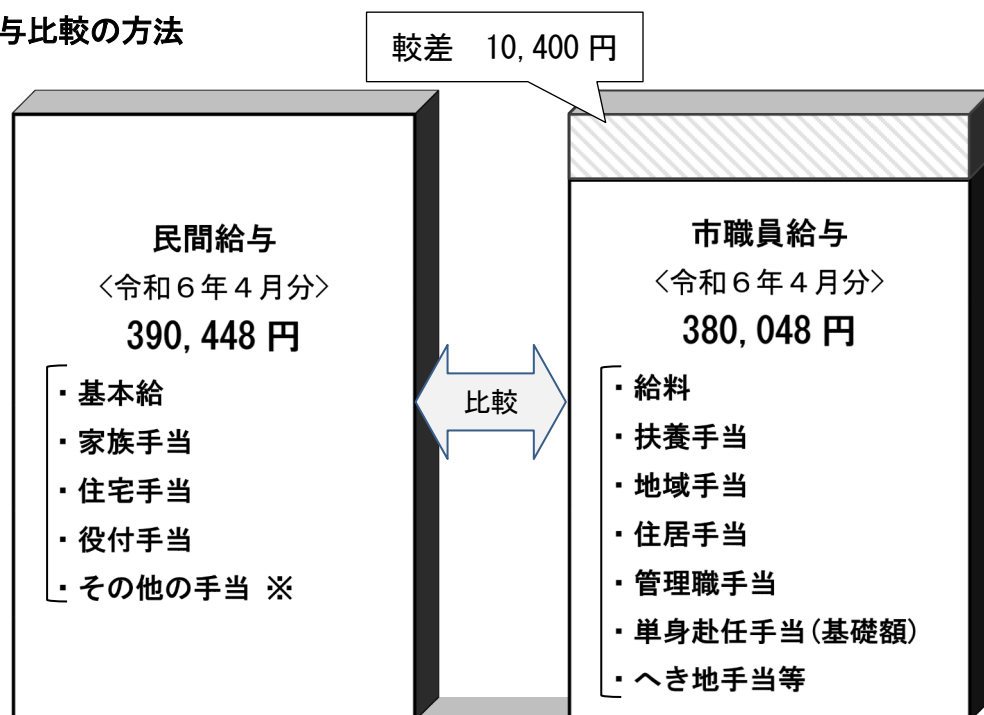
(1) 民間との給与較差の推移と期末手当及び勤勉手当の推移

	民間との給与較差 (月額)				期末手当及び勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
令和2年	▲0.03 %	※ ¹ ▲109円	▲0.04 %	※ ¹ ▲164円	4.45月	4.45月
令和3年	▲0.04 %	※ ¹ ▲134円	▲0.00 %	※ ¹ ▲19円	4.30月	4.30月
令和4年	0.11 %	436円	0.23 %	921円	4.40月	4.40月
令和5年	0.84 %	3,188円	0.96 %	3,869円	4.50月	4.50月
令和6年	2.74 %	※ ² 10,400円	2.76 %	11,183円	※ ² 4.60月	4.60月

※1 民間との給与較差（月額）が、極めて小さい額であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし（令和2年（福岡市・国）及び令和3年（福岡市・国））

※2 福岡市における引上げ勧告は、月例給、特別給（期末手当及び勤勉手当）ともに、令和4年から3年連続

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与（月例給＋ボーナス）〔試算〕

勧告前	勧告後	増減額
616万6千円	637万9千円	21万3千円 (3.45%)

※行政職給料表適用職員（6,900人、平均年齢39.0歳）の「平均給与月額」を基に作成